

土砂災害に備えて

～迫る危険を知り、命を守る行動をとってくださ～

これからの時期は、梅雨前線の影響や台風の接近に伴い、土砂災害の発生する危険が高まるシーズンとなります。土砂災害について普段から家族や近所の人と話し合い、いざというときに備えましょう。

土砂災害

いざというときの心がまえ

土砂災害を防止するために、さまざまなハード対策（砂防えん堤、擁壁など）が行われていますが、土砂災害による被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが気象情報等に注意して早めに避難することが大切です。

【雨に注意しましょう】

土砂災害のほとんどは、長雨や集中豪雨がきっかけで起こります。一般的に土砂災害が発生する雨量については、1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になると要注意といわれていますので十分に警戒してください。

- 「避難にあたっては、こんなことに注意しましょう」
- 早めに避難しましょう。
- 絶対に渓流には、近づかないようにしましょう。
- 渓流と直角の方向に避難しましょう。
- 危険な所（がけ崩れ箇所、がけの下、川の近く、洪水により浸水している箇所等）には、近づかないようにしましょう。
- こんな前ぶれに注意しましょう
- 土石流
- 「山鳴り」といって、山がうなるような音がする。
- 雨が降り続けているのに、川の水かさが減りはじめる。
- 川が濁ったり、流木が混ざりはじめる。

- がけ崩れ
- がけからの湧き水が濁る。
- がけに亀裂が入る。
- がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- 地すべり
- 地面にひび割れができる。
- 沢や井戸の水が濁る。
- 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がる。

土砂災害警戒情報が発表されたら早期の避難をお願いします

土砂災害警戒情報とは

大雨警報（土砂災害）の発表中において、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

【発表のタイミング】

土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき

【目的】

市町村長が避難勧告を発令するなど、災害応急対策を適時適切に行うことができる。

住民が、自主避難の判断の参考にすることができると、市に対して土砂災害警戒情報が発表されると、市は、対象地区に対して避難勧告を発令し、防災行政無線等を通じてお知らせします。

「ぎふ土砂災害警戒情報ポータルサイト」では、5km四方ごとの区域における土砂災害の危険度（土砂災害警戒判定メッシュ情報）や雨量観測局の観測データが確認できます。
<http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp>

早期の避難行動が重要です。周囲の状況や雨の降り方に注意し、市からの避難に関する情報がなくても、危険を感じたら自主避難をお願いします。屋外に移動することが、かえって危険を及ぼす状況となっている場合は、建物の2階以上で、がけや沢筋から離れた部屋に避難することも有効です。

ハザードマップによる避難行動の確認をお願いします

市では、土砂災害防止法に基づき、岐阜県が指定した土砂災害警戒区域等を表示したハザードマップを全戸に配布しています。ハザードマップには、避難場所や避難所、避難経路、過去の災害事例、危険箇所なども盛り込まれています。

日頃からの確認

災害が発生したときに、自分が向かうべき避難場所や避難所はどこか、避難経路はどうするか、危険箇所はどこかなどを、家族や地域の中で、日頃から確認しておくことが大切です。

避難場所、避難所の適切な活用

- 指定緊急避難場所（226施設）
- 災害が発生、または発生する恐れがある場合、その危険から命を守るために緊急避難する施設・場所です。
- 災害の種類ごとに政令で定める基準（①安全区域に立地していること、②安全区域外に立地する場合は強固な構造であること、③地震のときに使用する施設とする場合は、昭和56年に示された新耐震基準に適合している）を満たしているものです。
- 指定避難所（140施設。指定緊急避難場所と重複）
- 災害により自宅が被災するなど、住むことができない人が、一定期間避難生活をするための施設です。
- 政令で定める基準（①一定の規模を有すること、②トイレや水道など被災者を滞在させることが可能な構造であること、③災害が発生するおそれがある区域を避けること、④車両等による物資の供給が比較的容易に行うことができる場所にあること）を満たしているものです。

○一時避難所（150施設）

●住民が一時的に集合、待機する場所として、市独自で指定する施設です。

●移動の安全が確保される状況となったときは、指定緊急避難場所や指定避難所に避難することを前提とします。

●一時避難所は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内や、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に存在するものがありますが、これらの施設は、大雨が降り続くなど、土砂災害のおそれがあるときは、使用しないことが肝心です。

●一方で、地震や火災等の災害時には、最寄りの一時避難所への避難が有効です（地震の場合は耐震性があること）。

（2）避難行動

避難行動については、安全な場所に迅速に移動することが求められますが、状況によっては家の中にとどまり、土砂災害の恐れのある場合は山側から離れた部屋へ、また、浸水の恐れがある場合は2階以上の部屋へ避難（垂直避難）した方が安全な場合があります。

突然に判断を迫られることがありますので、いざというときに、どのような行動をとるべき

かを、平常時から想定しておくことが重要です。

☑ハザードマップを活用した避難訓練等の実施

各自治会や地区会で実施される避難訓練等において、ハザードマップを活用し、避難場所や避難所、避難経路、危険箇所などを実際に確認しながら行動する訓練を行うことが大切です。

☑災害時避難行動要支援者の把握

市では毎年、自治会長、地区長、民生委員、消防団等のみなさんに「災害時避難行動要支援者名簿」を配布しています。日頃から、避難に際して支援が必要となる人を地域で把握していただき、災害時にはどのような支援をすべきかについて、避難訓練の時に確認していただくようお願いいたします。

参考・岐阜県ホームページ
ぎふ防災ハンドブック2018年度版

☎ 問 総務部総務課
67・1832



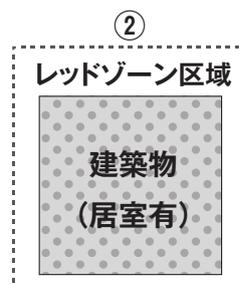
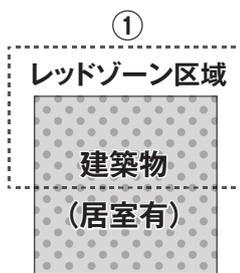
土砂災害特別警戒区域内の居住用住宅建替等工事への助成制度のお知らせ

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において住宅の建築を行う際には、一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するなどの構造規制が必要となります。

このため、市では安心安全な暮らしのための対策として、レッドゾーン区域内の自ら居住する1戸建て住宅（併用住宅も含む）の新築、増築、改築（以下「建替等」）を支援するため、建替等工事費のうち壁や基礎などの強化工事費の一部（上限110万円）を助成する制度を開始しました。

助成対象になる場合

- 自らが居住するための居室を有する建築物の建替等前の住宅がレッドゾーン内に位置し、同じレッドゾーン内で建替等を行う場合
- 建築物の建替等前の位置が右記の①または②の場合で、建替等後も右図の①または②となる場合
※敷地に対するレッドゾーンの割合は問いません。
- 建替等が建築基準法施行令第80条の3及び平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものであること。
- 都市計画区域内外は問いません。



助成対象にならない場合

- 自らが居住するための居室を有する建築物が、建替等前はレッドゾーン内に位置していたが、建替等後はレッドゾーン外に位置することとなる場合
- 自らが居住するための居室を有する建築物が、建替等前はレッドゾーン外に位置していたが、建替等後はレッドゾーン内に位置することとなる場合
- 建替等前・建替等後、建築物が自らが居住するための居室を有しない場合

助成制度やレッドゾーンの確認について

- 申請及び助成制度の対象となるかの確認等については、都市住宅課にご相談ください。
※今年度の助成制度の受付上限は3件程度です。
- ご自宅がレッドゾーン区域内であるかは、建設部都市住宅課までお問い合わせいただくか、「岐阜県土砂災害防止ポータルサイト」で確認することができます。

お問い合わせ 建設部都市住宅課 ☎ 67-1814 FAX 65-3825
(郡上市八幡町初音1727-2 岐阜県郡上総合庁舎2階)